第 776 号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1997年) 平成9年 3月 3日 月曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町 3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

^企慰安旅行費用相当額の現金支給

Q:当社は、従来、全員で慰安旅行を行っていましたが、今年は、旅行をやめて旅行費用相当額を現金で支給しようと考えています。この場合、従来どおり福利厚生費として処理してもよいでしょうか。

▲ :福利厚生費ではなく、給与として課税 されます。

【解説】

使用者がその役員又は使用人の親睦や労働 意欲の向上等を目的として、慰安旅行、運動 会等のレクリエーション行事を行うことは広 く一般化していますが、その参加費用の全部 又は一部を使用者が負担することとした場合 には、役員又は使用人はこれによって経済的 利益を享受することになり、原則として、そ の経済的利益の額は給与として課税されるこ とになります。

しかし、これらのレクリエーション行事が 社会通念上一般に行われているものと認められる場合には、課税対象が一般に少額である こと等を考慮し、課税しなくて差し支えない こととされています。

これは、あくまでレクリエーション費用の 負担という経済的利益に対する課税の特例で あって、この経済的利益に現金は含まれませ ん。

したがって、ご質問のように、直接、役員 又は使用人に旅行費用相当額を現金で支給す るような場合には、一般の手当と何ら変りが ありませんので、給与として課税されること になります。







